

入札告示

札幌市告示第 1182 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

令和8年（2026年）3月17日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所11階

札幌市総務局職員部職員健康管理課安全衛生係（電話 011-211-2086）

メールアドレス shokuin.anzeneisei@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度札幌市職員ストレスチェック業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約日から令和9年2月28日まで

(4) 入札方法

入札は総価で行う。契約の際はストレスチェックのWeb受検、紙受検、再受検、紙受検（点字）、紙受検（国内派遣）、個人結果作成（紙受検）、個人結果作成（国内派遣）、個人結果作成（点字）、個人結果作成（海外派遣）及び集団分析は各項目で定める単価契約とし、支払いの際は、各単価に実際の対象者数又は分析した集団数を乗じた実績払いとするため、入札金額の算出基礎として、入札書裏面に契約希望単価の110分の100に相当する積算内訳を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された総価金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「医療業、保健衛生サービス業」もしくは「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録がされている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 個人情報取扱安全管理基準に適合していること。
- (7) 過去3年以内に現行のストレスチェック制度における、ストレスチェック受検と個人結果の出力、及び集団分析結果の出力に関する業務を受検者数10,000名以上の規模を有する一の団体で受託し、実施した実績があること。
- (8) 現行のストレスチェック制度において、令和7年度までに同時稼働数5,000名以上の実績を有するアプリケーションを所有していること。なお、当該アプリケーションはWebサイト上で動作し、かつ、回答後の画面遷移により直ちに結果判定が確認できるものであること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所で交付するほか、札幌市公式ホームページからダウンロードできる。
- (3) 開札の日時及び場所

令和8年3月30日（月） 14時00分

札幌市総務局会議室

（中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎9階南側）

(4) 入札書の提出方法

入札書は、所定の様式にて作成し、全員送付または持参によること。（電送による提出は認めない）

※ 送付又は持参の期限

令和8年3月30日（月）13時（送付の場合は必着のこと。）

※ 送付先または持参先

上記1に同じ

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8号各号の一に該当する入札

イ 上記5(4)の入札書提出期限日以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) その他

詳細は入札説明書による。